

アウトドア資格制度推進委員会の意見などを踏まえ、技能、経験及び知識に優れ、後進の指導・育成や地域社会に貢献している方で、かつ、当該分野のガイド等から高い信頼や評価が得られている方をマスターガイドとして認定することとし、平成27年4月1日より制度の運用を開始しました。

1 北海道マスターガイド制度の運用開始までの経緯

平成21年 7月	北海道アウトドア資格制度見直し等検討会の設置
平成23年 7月	北海道アウトドア資格制度認定等実施要領において、北海道マスターガイドに関し規定。
平成24年 3月	北海道アウトドア資格制度推進委員会の設置
平成27年 4月 1日～ 5月29日	北海道マスターガイド募集
// 6月15日～ 6月30日	北海道マスターガイド再募集
// 10月 6日	北海道マスターガイド認定審査委員会
平成28年 9月	北海道マスターガイド認定要領を一部改正
平成28年 9月23日～10月21日	北海道マスターガイド募集

2 北海道マスターガイド制度の概要

項目	内容
認定分野・人数	山岳、自然、カヌー、ラフティング、トレイルライディングの5分野から必要な人数
マスターガイドの業務	道のほか、北海道アウトドア資格制度業務センターやアウトドア事業者等からの要請に応じ、次の業務を行う (1) 認定分野のガイドや事業者のほか、アウトドア活動を担う人材の育成、指導等 (2) アウトドア活動を安全に安心して楽しめる環境整備等に向けた情報の提供、助言等 (3) 北海道アウトドア資格制度の運営への寄与 (4) 北海道のアウトドア活動や北海道アウトドア資格制度の普及啓発 (5) その他アウトドア活動の振興やアウトドア業界の発展に資する事項についての指導、助言等
マスターガイドの認定の基準	申請分野における北海道アウトドアガイド資格を、資格取得後の最初の4月1日より起算し、10年以上継続して資格を保有し、かつガイド業務に携わっている者であり、次に定める基準をすべて満たすと認められる者 (1) 申請分野に関する高度な知識・技術及び経験を有していること (2) 後進の指導・育成に努めていること (3) 北海道アウトドア資格制度の推進に貢献していること (4) アウトドアガイドやアウトドア関係者からの評価が高く、信頼も厚いこと (5) アウトドア活動、観光振興その他の幅広い識見をもって、公的な職務に従事するなど、地域社会に貢献していること
申請・審査	・認定を申請する者は、知事が毎年度定める期限までに必要な書類を提出 ・申請書をもとに北海道マスターガイド認定審査委員会により認定の可否について審査を行う
認定・登録	・認定者には、知事名の認定証を発行 ・認定者は、氏名、認定分野等を道のホームページで公表
認定期間	認定の日から翌年5月31日までとし、1年毎に更新
業務活動報告	毎年5月31日までに、前年度分の実績報告書を提出

3 マスターガイド人数 (H28.4.1 現在)

27名 (うち2名は、2分野にてマスターガイド認定。)

分野内訳：山岳2、自然16、カヌー3、ラフティング5、トレイルライディング3

○北海道マスターガイドの認定の手順については次のとおりです。

